

申請者（譲渡人、譲受人）各位

武雄市農業委員会長

農地法許可申請書提出に伴う地元委員への事前説明について

農地法第3・4・5条及び非農地証明の申請をされる場合、申請書その他必要な添付書類をすべて提示のうえ申請地の地元農業委員・農地利用最適化推進委員さんへ内容を説明し、裏面確認事項を記載してもらい申請書に添えて提出ください。この確認書がない場合は審議ができません。

確認書

土地	所在	
	面積	
	地目	
譲渡人(貸付人) 申請人	住所	
	氏名	
譲受人(借受人)	住所	
	氏名	

農地法の申請をするにあたり、裏面の確認事項について確認いたしました。

年 月 日	年 月 日
農 業 委 員 印	農地利用最適化推進委員 印

農地法 3 条関係

申請の種類	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定
権利を取得しようとするものの農地の利用状況（第 3 条第 2 項第 1 号関係）	
権利を持つ農地はすべて効率的に利用している。	YES・NO
申請地も通作距離からみて、自ら耕作が可能である。	YES・NO
農機具および労働力は確保されている。	YES・NO
権利取得後の常時従事状況（第 3 条第 2 項第 4 号関係）	
農作業に従事している人数	人
取得後も 150 日以上農作業に従事する。	YES・NO
周辺地域との関係（第 3 条第 2 項第 6 号関係）	
現在の利用状況を分断するような権利取得ではない。	YES・NO
地域の水利調整に参加し、その取り決めを遵守する。	YES・NO
地域の農業の利用調整に協力する。	YES・NO
農薬の使用方法等については地域の防除基準に従う。	YES・NO

農地法 4 ・ 5 条関係

申請の種類	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定
農地の代替え（第 4 条第 6 項 2 号関係/第 5 条第 2 項 2 号関係）	
周辺の農地以外の土地では事業を達成できない。（3 種農地を除く）	YES・NO
資力及び信用（第 4 条第 6 項 3 号関係/第 5 条第 2 項 3 号関係）	
資力及び信用から転用が确实と認められる。	YES・NO
周辺地域との関係（第 4 条第 6 項 4 号関係/第 5 条第 2 項 4 号関係）	
農業用排水施設に支障がない。	YES・NO
周辺の農地に係る営農条件に支障がない。	YES・NO

非農地証明関係

総合的に判断し、非農地として扱うことに問題ない。	YES・NO
--------------------------	--------